

## 住宅改修の申請及び施工上の留意点

### 【支給対象】

- 1) 手すりの取付け  
廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止もしくは移動または移乗動作に必要と思われるもので、取付け工事を必要とするものの費用。
- 2) 段差の解消  
各室間の床段差及び玄関から道路までの通路等の段差の解消のための費用
  - ・ 敷居を低くする
  - ・ スロープの設置（幅 1000mm まで）
  - ・ 浴室床のかさ上げ
  - ・ 階段の段数の増加
- 3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
  - ・ 居室の畳敷きから板張りや CF シートへの変更
  - ・ 浴室の床の滑りにくい材料への変更
  - ・ 通路面の滑りにくい舗装材への変更
- 4) 引き戸等への扉の取替え
  - ・ 開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンドア等に替える
  - ・ 要介護者、要支援者にも使いやすいドアノブへの変更や戸車の設置、交換
  - ・ 引き戸の新設（開き戸を引き戸に交換するより費用が廉価に抑えられる場合に限る）
    - ※ 自動ドアの引き戸を設置した場合、動力部については支給対象外
- 5) 洋式便器等への便器の取替え  
和式便器を洋式便器に交換する費用及び設置のために必要と思われる付帯工事の費用
  - ※ 和式便器を洋式便器に交換する場合に限り、暖房や洗浄機能を有する洋式便器も支給対象となります。
  - ※ 水洗化、簡易水洗化に関わる部分は支給対象となりません。
- 6) 1～5 の住宅改修に付帯して必要な住宅改修
  - ・ 手すりの取付けのための壁下地の補強
  - ・ 浴室床の段差解消に伴う給排水工事
  - ・ 床材変更のための下地の補修、補強、路盤の整備及び断熱材の充填
  - ・ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
  - ・ 便器の取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更（電気工事は対象となりません。）

【申請及び施工上の留意点】

支給対象	項 目	内 容
手すりの取付け	必要図面	手すりの取付けに関する図面は平面図だけでなく立面図（取付け図）も必要です。 各部品の取付け位置、ブラケット（支柱）間の寸法、手すり棒の長さ等が記されている必要があります。
	カタログ等資料の添付	手すり等メーカーの製品を使用する場合は必ず定価や仕様、寸法のわかるカタログや資料を添付して使用部分がわかるよう印をつけてください。
	特注品の扱い	特注品で、全くカタログ等資料のない場合は材料や仕様、寸法を明記した製作図（詳細図）を添付してください。
	メーカーの使用基準遵守と基準外使用	各メーカーの基準外の使用をする際、各メーカーの承認を得ていない場合は支給対象とすることができません。 基本的に各メーカーの使用基準を遵守してください。
	手すり棒等の残材の取り扱い	手すり棒等は原則的に実際に使用する必要な寸法分のみが支給対象となりますが、切り取った残りがほぼ利用価値のない寸法（30cm 以下）である場合は支給対象の金額に算入してもよいものとします。
	左右両側の設置	原則的に支給対象となるのは片側ですが、身体的な理由等がある場合に限り支給対象となる場合があります。 その際は理由書にその理由を記載してください。
	同一箇所での同一メーカー品の使用	同一箇所に使用する部品等は原則的に同一メーカー品を使用し、メーカーの使用基準を遵守してください。 （スパンの長さ、支柱の高さ、ブラケットの位置等）
	保証書の提出	やむを得ず同一箇所で複数メーカーの部品を混在して使用する場合は施工業者のオリジナル製品として保証書の提出を求めます。 又、使用基準は各使用部品メーカーの中で最も厳しい基準を適用するものとします。
	下地の強度	ブラケット等の取付けには下地の強度をよく確認し、もし強度に問題がある場合は補強板等適切な補強措置を施してください。

	屋外手すりの支柱ベース	屋外手すりの支柱のコンクリートベースを造作する場合は 300×300×300mm 以上の大きさにして、支柱を 200mm 以上コンクリートベースに埋め込むことを推奨します。
段差の解消	スロープの勾配	スロープの勾配は原則的には 1/12 以下とし、敷地に余裕がない場合などやむなき理由がある場合勾配 1/8 を上限として支給対象とします。(理由があっても 1/8 を少しでも超えている場合、支給対象とできません。)
	スロープの幅	支給対象となるスロープの幅は 1000mm までとし、それを超える場合は按分して算入してください。 例外として、車椅子の使用が必要な場合においては、輪留めまでの内寸 1000mm 及び片側 100mm 程度の輪留めを支給対象とすることができます。 又、車椅子の転回スペースとして内寸 1200mm × 1200mm のスペースを支給対象とすることができます。
	ベランダの段差解消	ベランダやテラスの全体の床上げは原則的に支給対象とはなりません。出入り口部分に限ってスロープやすり板を設置することは物干しなどの理由がある場合支給対象とすることができます。
	浴槽の交換	段差の解消のために浅型浴槽に交換することは支給対象となります。(給湯器等は支給対象外)
	ユニットバスへの交換	床及び浴槽の段差解消の要件を満たし、かつ出入り口が引き戸または折れ戸等の高齢者に配慮された製品であれば支給対象となりますが、壁や天井、電気工事等については支給対象となりませんので按分して算入してください。(施工費用を含めて概ね 50~60%程度が目安)
	スロープの仕様	下地のクラッシャーランは天圧後の厚み 100mm 以上とし、最低でも 80mm 以上(通常 100mm)のコンクリートを打設して表面は刷毛引きや箒引きのように滑りにくい仕上げにしてください。 ひび割れ防止のためワイヤーメッシュで補強することを推奨します。
	コンクリートブロック積みの配筋	スロープや通路の端部をコンクリートブロックで 3 段以上の高さを積む場合は縦横共に配筋をしてください。 10φ以上の鉄筋を使用し縦横共 2 枚に 1 本以上とします。

	浴室の床上げ	浴室の床上げを行う場合は水はけや脱衣室への水の流入等十分配慮して施工してください。 脱衣室との段差が 0 に近い場合には出入り口前のみグレーチングの新設も支給対象となります。
床材の変更	支給対象の範囲	要介護者の居室及び生活に必要な動線上にある部分についてのみ支給対象となります。
	フローア材の選定	フローア材を選ぶ際、理由書に記載された理由に合致する性能をカタログ等で明記された製品を選びそのコピーを申請書に添付してください。
	EVA 製すり板	EVA (エチレン酢酸ビニル) 製のすり板も接着剤、両面テープ等でしっかりと固定していれば支給対象となります。
	断熱材の取り扱い	畳敷きを板張り等に変更する際ポリスチレンフォームやグラスウール等の安価な材料に限り支給対象となります。
	床の二重貼り	フローア材を新たに貼る場合の構造用合板の捨て貼りは支給対象となります。
	通路の舗装	通路の舗装をする際、下地のクラッシュランは天圧後の厚み 100mm 以上、コンクリートの厚みは少なくとも 80mm 以上(100mm 以上を推奨) 打設するものとします。
	通路のタイル貼り	玄関やアプローチの床をタイル貼り等にするには滑りにくい材料に変更するという理由であれば支給対象となります。
引き戸等への変更	建具の製作	建具を木工所等においてフルオーダーで製作する場合、材料、仕様、寸法等を明記した製作図(詳細図)を添付してください。
	寸法等のセミオーダーの建具	メーカー品を寸法のみ特注するセミオーダー品を使用する場合、必ず元となる製品のカタログ(定価の記載のあるもの)を添付してください。 特注価格審査の参考にします。
	引き戸の仕様	新しく取り付ける引き戸の仕様は申請時に提出されたカタログや製作図通りのものを使用してください。 申請と違う場合取替えや減額の対象となる場合がありますのでご注意ください。

	引き戸の新設	既存の開き戸を残したまま、新たに別の位置に引き戸を新設する場合は、既存の開き戸を交換するよりも安価にできる事が条件となりますので、両方の比較見積りを提出してください。
和式便器を洋式便器へ交換	支給範囲	和式便器を洋式便器に交換する際、支給対象として認められる付帯工事は、撤去処分費、床の補修、段上がりの撤去に伴う壁の補修、給排水設備工事、便器及び便器の設置費用等です。 ※洗浄機能や暖房の付いた便器も支給対象とできますが、電気工事は支給対象となりません。
	汲み取りの和式便器を水洗（簡易水洗）の洋式便器に交換	汲み取りの和式便器を水洗の洋式便器に交換する場合も支給対象となりますが、水洗化、簡易水洗化に関わる部分の費用については支給対象とはなりません。 たとえば、便槽の撤去、穴埋め、トイレ室までの給排水工事等です。
	トイレの床の貼替え	和式便器を洋式便器に交換する場合床材の貼替えを伴いますが、その際十分な強度を確保できるよう根太ピッチや構造用合板の捨て貼り、耐水性能の高い床材の使用等配慮願います。
その他の留意事項	諸経費について	諸経費は原則として工事費の10%以内とし、その中に含まれる費用は、運搬費、搬入費、持込残材処分費、養生費、仮設関係費、消耗品費、交通費、燃料費、通信費、設計料、積算費用、申請手数料、事務経費等です。
	介護事業者の負担軽減のための申請	介護事業者の負担を軽減するための理由であれば一切支給対象となりません。
	昇降機レンタルのための改修	昇降機をレンタルするために必要な工事は支給対象となりません。
	本人及び家族の者による住宅改修	本人及び家族の者による工事は材料費や製品代のみでの支給となります。人件費、施工費、経費等は対象外となりますのでご注意ください。 ここで言う家族とは、配偶者及び三親等以内の親族、又は同居する親族と定義します。 例外として本人又は家族のものが経営する法人が建設業を営んでいて所在地の住所が被保険者の住所と異なる場合においては通常の申請ができるものとします。 この場合法人名義の銀行口座を登録していただきます。

	完了確認届出書の本人印について	完了確認届出書に押す本人印は申請書に押印されたものと同一のものを押印してください。 本人が完了を確認した事の確認ができません。
	申請時及び完了時に提出の写真について	申請時及び完了時に提出する写真は必ず日付の焼付けのあるもの又は表示板に日付を記載して写したものを提出してください。 施工前の状態及び見積りの項目にある全ての物が確認できる写真を提出してください。 提出された写真で工事内容を確認できない場合、撮り直しや減額の対象となる場合もあります。
	立入り検査	施工時及び完了後に現場で施工状況を確認させていただく事がありますのでご協力お願いいたします。 その際、不適切な施工や不正が発覚した場合は、是正、支給の取消し、受領委任払い業者登録の抹消等の措置をとる場合がありますのでご注意ください。
	申請後の変更について	改修工事の進行上、金額に変更があった場合は、速やかに変更の申請をしてください。 また、内容の追加等があった場合は、別の案件として新たに申請してください。
	理由書及び完了確認届出書の作成について	住宅改修における理由書の作成者として本市が認めているのは、次にあげる資格のいずれかを有するもので事前に本市に理由書作成者として登録をしている方、及び地域包括支援センターの職員です。  ①介護支援専門員 ②理学療法士 ③作業療法士 ④福祉住環境コーディネーター（2級以上に限る）  ただし、理由書作成日において申請者が居宅介護(介護予防)支援を受けている場合は、担当の居宅介護支援専門員か地域包括支援センターの職員が作成しなければなりません。  また、理由書の作成時に居宅介護支援を受けておらず、上記の有資格者が理由書を作成していた場合でも着工時

		<p>点で申請者が居宅介護支援を受けている場合は、担当の居宅介護支援専門員か地域包括支援センターの職員が完了確認をした完了確認届出書を提出しなければなりません。</p>
<p>委任払いの業者登録について</p>	<p>住宅改修費の支給を委任払いで申請をする場合、委任を受ける事業者は事前に業者登録をしなければなりません。</p> <p>業者登録の際は「受領委任払い利用に関する誓約書」及び熊本市税の滞納がないことの証明書（熊本市内に事業所を置いている場合）を提出していただきます。</p> <p>登録は年度ごとに申請する必要があります。</p> <p>※納税証明書では本年度分の納税状況しか確認できませんので市税の滞納がないことの証明書の提出をお願いします。</p>	
<p>建て替えの場合のリセットは</p>	<p>古い住宅で住宅改修の支給を受け、その住宅を取り壊して建替えをした場合は支給額のリセットの対象とはなりません。あくまで転居した場合にのみリセットの対象となります。</p> <p>また、同一の敷地の中に別棟として新築した場合も対象とはなりません。</p>	
<p>新築、改築時の申請について</p>	<p>新築の場合は新築工事が完了するまで申請はできません。新築工事が竣工して登記が完了した後、申請してください。</p> <p>改築工事の場合は計画段階からでも申請ができますが、対象部分と非対象部分をきちんと分離した内訳書を作成してください。</p>	
<p>団地の浴槽と風呂釜の扱い</p>	<p>団地の浴槽で風呂釜と一体になったタイプのものを交換する場合、風呂釜に関する費用は原則として支給対象とはなりませんので、浴槽と風呂釜の費用を分離して浴槽に関する部分のみ申請してください。</p>	
<p>固定された腰掛便器の取り扱い</p>	<p>和式便器の上に取付け洋式便器に変換する腰掛便器はたとえ固定されていても住宅改修の対象とはできません。福祉用具の購入費用として申請してください。</p>	